

岐 阜 県 公 報

号 外 (一) 平 成 三 十 年 二 月 六 日

目 次

監査委員告示

財政的援助団体等監査の結果に関する報告の公表	(監 査 委 員)	一
定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	四
随時監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	八

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定により平成二十九年十一月及び十二月に執行した財政的援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成三十年二月六日

岐阜県監査委員	篠 田 徹
岐阜県監査委員	松 岡 正 人
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 (火 曜 日)

(金 曜 日) 発 行 (休 日 に 当 た る 時 刻 は 翌 日)

平 成 三 十 年 二 月 六 日

第1 監査実施団体数

区分	監査実施団体数	団体監査結果件数			所管機関監査結果件数		
		指摘事項	指導事項	検討事項	指摘事項	指導事項	検討事項
出資・出捐団体	5	2	4	1	0	0	0
補助金等交付団体	7	1	0	1	0	0	1
指定管理者	3	2	0	2	1	0	1
合計	15	10	2	7	2	0	2

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

第2 監査結果

監査の結果、7団体において2件の指摘事項及び7件の指導事項並びに3所管機関において2件の指導事項が認められたので、監査対象団体及び所管機関に対して是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。また、1団体において、1件の検討事項が認められたので、対象団体に対し必要な検討を求めた。

1 出資・出捐団体 (5団体)

実施団体名	実施年月日	実施団体名	実施年月日
公益財団法人岐阜県教育文化財団	平成29年12月27日	一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センター	平成29年12月27日
地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	平成29年11月30日	公立大学法人岐阜県立看護大学	平成29年11月29日
一般財団法人飛騨地域産業振興センター	平成29年11月30日		

【監査の結果】

次のとおり指摘若しくは指導をする事項又は検討を求める事項があった。

団体名	区分	内容
公益財団法人岐阜県教育文化財団	指導事項	平成28年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 貸借対照表及び正味財産増減計算書について、がん征王基金の取崩しに関連して生じた正味財産の状態及び正味財産増減の状況を正しく表示していなかった。 2 財務諸表に対する注記について、がん征王基金積立預金に関する一般正味財産から指定正味財産への振替を表示すべきところ、表示していなかった。 3 正味財産増減計算書内訳表について、収益事業等から生じた利益の一部は公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならぬものとして、公益目的事業へ振り替えるべきところ、振り替えていなかった。

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院

指摘事項

平成28年度の財務諸表において、看護職員宿舍用地売却に係る収益については、キャッシュ・フロー計算書に「有形固定資産の売却による収入」と表示すべきところ「手数料収入」としており、前年度指摘したにもかかわらず、適切に表示されていなかったため、今後は適正に処理されたい。

指導事項

平成28年度の決算において、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

指摘事項

授業料の収入事務において、納入遅延に係る延滞金の算定を講じたことにより、1件600円が収入不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

指導事項

資金管理事務において、公立大学法人岐阜県立看護大学会計規程で定められた資金管理計画が作成されていなかったため、今後は適正に処理されたい。

検討事項

学生が加入する損害保険料の取扱について確認したところ、入学手続時に学生全員から複数年分の損害保険料を一括して法人会計外の口座に納付させており、当該口座で発生した利息とともに学務課内で保管しているが、管理方法や管理責任者が定められていなかった。
法人会計外での金銭の収受は、適切な管理がされない場合、紛失、盗難、使途不明又は担当者等による私的流用等の不適切な取扱いが生じるおそれがあるため、当該損害保険料について、今後の管理方法を検討されたい。

指導事項

平成28年度の財務諸表等作成において、次のとおり正確に作成されていない事例が認められたので、今後は適正に処理されたい。
1 財務諸表に対する注記に、増減額、残高及び財源等の内訳が記載されていない基本財産があったほか、補助金の名称に一部記載誤りがあった。
2 財産目録に記載された建物の記載内容に誤りがあった。

2 補助金等交付団体 (7団体)

実施団体名	補助金等の名称	実施年月日
学校法人石榑学園	岐阜県私立学校教育振興費補助金	平成29年12月27日
学校法人聖徳学園	岐阜県私立学校教育振興費補助金	平成29年12月27日
	岐阜県私立高等学校等就学支援補助金	
	岐阜県私立高等学校等授業料軽減補助金	
	ぎふグローバル人材育成推進モデル事業費補助金	
医療法人緑三会	岐阜県病院内保育所運営事業費補助金	平成29年12月27日
社会福祉法人豊誠会	岐阜県障害者(児)福祉関係施設等整備費補助金	平成29年12月27日
	岐阜県社会福祉法人経営労務管理改善支援事業費補助金	
美濃商工会議所	岐阜県商工会及び商工会議所補助金	平成29年12月27日

輪之内町	岐阜県農業振興事業補助金(多面的機能支払交付金)	平成29年12月27日
八百津町森林組合	岐阜県森林・林業対策事業補助金(森林整備事業:森林環境保全直接支援事業)	平成29年12月27日
	岐阜県森林・林業対策事業補助金(生産性強化搬出間伐(基金)事業)	
	岐阜県森林・林業対策事業補助金(原本安定供給推進(交付金)事業)	
	岐阜県森林・林業対策事業補助金(森林整備加速化・林業再生基金事業:森林境界明確化加速化事業)	
	清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金(環境保全林整備事業)	
	岐阜県森林・林業対策事業補助金(地域森づくり木材生産支援事業)	

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

ア 監査対象団体	区分	内 容
輪之内町	指導事項	岐阜県農業振興事業補助金(多面的機能支払交付金)において、交付要綱に基づき、事業完了報告を提出しなければならぬとことろ、提出されていなかったため、今後は適正に処理されたい。

イ 所管機関

機 関 名	実施団体名	区 分	内 容
西濃農林事務所	輪之内町	指導事項	輪之内町に対する岐阜県農業振興事業補助金(多面的機能支払交付金)において、交付要綱に基づき、事業完了報告を提出させていなかったため、今後は適正に処理されたい。

3 指定管理者(3団体)

実施団体名	施設名称	実施年月日
川辺町	岐阜県川辺漕艇場	平成29年12月27日
株式会社三和サービス	岐阜県科学技術振興センター	平成29年12月27日
昭和村MCグループ	平成記念公園	平成29年12月27日

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

ア 監査対象団体

実施団体名 (施設名称)	機 関 名	区 分	内 容
川辺町 (岐阜県川辺漕艇場)	地域スポーツ課	指導事項	岐阜県川辺漕艇場の管理運営業務において、岐阜県川辺漕艇場の管理に関する基本協定書に定められた管理物品と実際の管理物品とが異なっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
株式会社三和サービス (岐阜県科学技術振興センター)	新産業・エネルギー課	指導事項	第三者に委託していた警備業務について確認したところ、契約期間が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの契約書しか確認できず、平成26年度以降は契約書を作成しないまま同一業者に委託していた。契約書は委託業務の範囲、委託料等を確定する重要な書類であるため、今後は適正に処理されたい。

イ 所管機関

機 関 名	実施団体名 (施設名称)	区 分	内 容
地域スポーツ課	川辺町 (岐阜県川辺漕艇場)	指導事項	岐阜県川辺漕艇場の管理運営業務において、岐阜県川辺漕艇場の管理に関する基本協定書に定められた管理物品と実際の管理物品とが異なっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

岐阜県監査委員会告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十年二月六日

岐阜県監査委員	篠	田	徹
岐阜県監査委員	松	岡	正
岐阜県監査委員	山	本	泉
岐阜県監査委員	藤	良	寛
岐阜県監査委員	杉	山	祐子

Ⅰ 平成28年度及び平成29年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成28年度

区分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの ※ C	未措置 A-B-C	(単位：件)
指摘事項	A	B	C		
指摘事項	86	85	0	0	1
指導事項	112	112	0	0	0
検討事項	9	7	0	0	2
計	207	204	0	0	3

2 平成29年度

区分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの ※ C	未措置 A-B-C	(単位：件)
指摘事項	A	B	C		
指摘事項	141	57	10	74	74
指導事項	127	51	12	64	64
検討事項	5	2	0	3	3
計	273	110	22	141	141

※「今回措置を講じたもの」については、平成29年2月28日に知事等関係機関から通知があったもの

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管職に

対し是正若しくは改善を求める事項

Ⅱ 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 平成29年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

総務部

機関名	監査結果	講じた措置
財政課	時間外勤務手当の支給事務等において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	過払となっていた2件 3,874 円について、平成 29 年 9 月 5 日に納入通知書を該当職員に交付し、平成 29 年 9 月 12 日までに納入されたことを確認した。
	1 1 週間の所定労働時間を超えていたにもかかわらず、これを超えていたとして	時間外勤務手当の対象となる勤務時間数の計算を誤ったことにより、4 時間の時間

<p>て時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,001円が過払となっていた。</p> <p>2 1週間の所定労働時間に休日勤務手当が支給される時間を加えた時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件1,873円が過払となっていた。</p> <p>3 時間外勤務手当の対象となる勤務時間数の計算を誤ったことにより、4時間の時間外勤務代休時間指定はできないにもかかわらず、これを行っていた。</p>	<p>外勤務代休時間指定ができなかった時間については、年次休暇に改めた。</p> <p>今後は、休日等勤務に係る所定労働時間の計算誤りを防ぐため、時間外勤務時間の計算支援ツールの活用や複数人でのチェックを徹底し、「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」及び「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則」に基づいた適正処理に努める。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

環境生活部	監視結果	講じた措置
<p>機関名 図書館</p>	<p>物品の管理事務において、DAT編集機器1件(取得価格1,399,230円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努めらばたい。</p>	<p>物品管理について、会議やメールを通じて、物品は県(県民)の重要な財産であるという意識を持ち、「岐阜県会計規則」に基づいた適切な事務処理に努めるよう周知徹底を行った。</p> <p>また、備品整理票は誰もがわかりやすい位置に貼付し、さらに、重要物品については、重要物品であることが分かるシールを貼付した。</p> <p>今後、備品を処分する際は、処分予定の備品について、複数人(供用主任者・実査担当者・管理調整係)で情報を共有することを徹底し、再発防止に努める。</p>
<p>文化財保護センター</p>	<p>時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 週休日に勤務命令により勤務した4時間を別の勤務日に割振り変更を行った場合、週休日だった日及び勤務日だった日とともに勤務日として時間外勤務手当の支給割合を適用すべきところ、当該週休日だった日について週休日の支給割合を適用していたことにより、3件1,026円が過払となっていた。</p>	<p>過払となっていた時間外勤務手当について、適年度戻入処理を行い、平成29年9月8日までに該当職員から県に納入されたことを確認した。</p> <p>監査後は、同一週の勤務時間の確認をより一層的確に行うため、勤務日の割振り変更を行う場合は、複数の職員で確認を行うこととした。</p> <p>また、時間外勤務手当の支給に当たっては、給与事務担当者だけでなく、他の職員も手当額の算定を行い、それぞれの手当額に差異がないことを確認することにより再</p>

<p>健康福祉部</p>	<p>2 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,593円が過払となっていた。</p>	<p>発防止に努める。</p>
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------	-----------------

健康福祉部	監視結果	講じた措置
<p>機関名 保健環境研究所</p>	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料71,280円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らばたい。</p> <p>また、当該事故について、直ちにその事実を報告書により、知事及び会計管理者に報告していただいたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>職員の不注意により毀損させたノート型パソコンについて平成28年12月21日に修理が必要であることが判明したことから、平成28年12月27日に実施した所内幹部会議により、以下の内容を周知し遵守の徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン周辺に、故障の原因となる液体物等を配置しないこと。 ・ 公用物品は大切に取り扱い扱うこと。 <p>また、今回の事業が定例監査の指摘事項となったことを平成29年10月27日に実施した所内幹部会議で報告するとともに、再度、事故防止の徹底を促した。</p> <p>なお、発生していた当該事故の知事及び会計管理者への報告については、平成29年6月20日に実施された予備監査で未報告が指摘されたため、報告書類を整理し、平成29年6月26日付付で報告をした。</p>

商工労働部	監視結果	講じた措置
<p>機関名 セラミックス研究所</p>	<p>時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間数の計算を誤ったことにより、1件2,852円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払となった2,852円については、平成29年7月10日に県職入へ戻入済みである。</p> <p>今後は、時間外勤務命令簿、週休日の振替え等の通知書等関連書類を全て添付のうえ、管理調整及び所属長で確認を実施する。人事給与システムに入力後改めて、所属内の各部長も含めて再度チェックすることによって二重のチェックを実施し、再発防止に努める。</p>

林政部	監視結果	講じた措置
<p>機関名 森林文化アカデミー</p>	<p>時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>1 支払不足分については平成29年11月分給与にて支払われるよう追給手続を行った。</p>

<p>1 週休日の振替により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していなかったことにより、1件2,525円が支払不足となっていた。</p> <p>2 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、2件4,511円が過払となっていた。</p> <p>3 週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更は、1日(7時間45分)又は4時間の勤務時間の単位で行うべきところ、4時間未満の勤務時間に対して行われていた。</p>	<p>また、給与事務担当職員及び総務課職員が岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第16条「夜間勤務手当」及び「給与事務の手引き」を再確認し、夜間勤務手当の支給が必要となるケースについて再度正しい知識を習得し、支払不足の防止を図った。</p> <p>2 過払分について戻入を行い、平成29年11月14日付けで納入を確認した。</p> <p>また、職員ごとに1週間の所定労働時間数を計算するシートを新規作成して時間外勤務手当支給事務を行う際にチェックすることとし再発防止を図った。</p> <p>3 勤務時間の割振り変更は1日又は4時間単位で行い、年次休暇の取得単位である半日と混同しないようメール及び説明会(129.6.29開催)により教職員に周知した。</p> <p>また、総務課の複数職員による週休日の振替等等の通知書のチェック体制の強化を図った。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>県上監備部</p>		<p>機別名 監査結果</p> <p>美濃土木事務所 公務中の1件の交通事故について、修繕料138,456円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。</p>
<p>多治見土木事務所</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として110,619円の費用負担が発生し、また、修繕料59,400円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。</p>	<p>謹じた措置</p> <p>事故を起こした職員に対しては、所属長及び安全運転管理者から安全運転や交通ルールの遵守を指導した。また、週1回の所属長会議や毎日の各課朝礼において、所属全職員に対して同様の注意喚起を行い、交通事故防止の周知徹底を図った。</p> <p>当該職員に対し、速やかに交通事故の再発防止について指導を行い、その他の職員に対しては、課長会議を通じて交通事故防止の周知徹底を図った。</p> <p>また、平成29年度の職場研修においても、「岐阜県職員コンプライアンスハンドブック」を活用し、交通法規の遵守について一層の注意喚起を図った。</p> <p>今後も継続的に注意喚起を行い、再発防止に努める。</p>

<p>道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として34,992円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められた。</p>	<p>平成28年8月2日の道路事故発生後は、直ちに現場確認のうえ、落石防止ネットを設置したほか、再発防止策として簡易防護柵の設置を8月30日に完了した。</p> <p>また、全職員に対し道路パトロール時の着眼点や異常箇所発見時の早期対応について、改めて周知徹底した。</p> <p>今後も、管内全路線の定期的な道路パトロールと危険箇所の速やかな補修等により、道路事故の発生防止と道路管理の徹底に努める。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>教育委員会</p>		<p>機別名 監査結果</p> <p>坂下高等学校 非常勤講師等の源泉所得税及び復興特別所得税に係る支出事務において、納期限までの支払を遅延したことにより、不納付加算税6,500円が支払われていたため、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>機別名</p>	<p>監査結果</p>	<p>謹じた措置</p> <p>納期の定められている支払については、事務室内の行事予定黒板に、次月の支払日を掲示し、担当者自身が事務の再確認を行うとともに、他の職員にも情報共有して、進捗管理を徹底し再発防止に努める。</p>

(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

<p>総務部</p>		<p>機別名 監査結果</p> <p>行政管理局 夜間勤務手当の支給事務において、週休日の振替等により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していなかったことにより、1件2,223円が支払不足となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>機別名</p>	<p>監査結果</p>	<p>謹じた措置</p> <p>支払不足となっていた1件2,223円については、平成29年9月21日に該当職員へ追給を行った。</p> <p>今後は、週休日等勤務に係る所定労働時間の計算誤りを防ぐため、時間外勤務手当の計算支援ツールの活用や複数人でのチェックを徹底し、「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」に基づいた適正処理に努める。</p>

<p>健康福祉部</p>		<p>機別名 監査結果</p> <p>精神保健福祉センター 時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理</p>
<p>機別名</p>	<p>監査結果</p>	<p>講じた措置</p> <p>過払となっていた休日勤務手当については、平成29年10月17日に収納し、支払不足となっていた時間外勤務手当については、</p>

農政部	<p>された。</p> <p>1 月60時間を超えた時間外勤務について、支給額を減ったことにより、4件6,063円が支払不足となっていた。</p> <p>2 時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給していたことにより、休日勤務手当1件3,447円が過払、時間外勤務手当1件3,829円が支払不足となっていた。</p>	<p>平成29年10月20日に支払った。</p> <p>今回の誤りは、人事給与システムの支援機能を利用していなかったことが原因の一つと考えられるため、今後は必ず支援機能を利用することとし、あわせて手当の支給に当たり、関係規程に関する理解を深めるとともに、複数の職員によるチェック体制を徹底する。</p>
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

機別名	監査結果	講じた措置
東濃農林事務所	<p>平成28年度岐阜県農業振興事業補助金(耕作放棄地再生利用総合支援補助金)の交付事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 実績報告書に、交付要綱に定める事業実績書及び収支決算書を添付させていなかった。</p> <p>2 実績報告書に基づく補助金の額の確定通知を行っていないかった。</p>	<p>事業主体に対して岐阜県農業振興事業補助金交付要綱に定められた事業実績書及び収支決算書を提出するよう指示し、平成29年6月22日に提出され、実績報告書に添付した。</p> <p>提出された実績報告書の内容を改めて審査し、事業主体に対して額の確定を通知した。</p> <p>補助金交付事務を交付要綱に基づき確実に実施するよう、一連の書類手続のチェックリストを作成、決裁時に添付することで各段階の進捗を確認する対策を講じた。</p>
農土整備部	<p>時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えた勤務時間に対して時間外勤務手当を支給すべきところ、この超えた勤務時間数の計算を誤ったことにより、1件631円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成28年度及び平成29年度の時間外勤務手当支給額について再確認し、支払不足となっていた631円については、対象職員に平成29年9月給与分にて追給処理を行った。</p> <p>今回の案件について、所内にて各課長(命令権者)に適正な時間外勤務命令について説明するとともに、全職員に文書で時間外勤務命令簿への記載方法について具体例を示し周知した。</p> <p>また、時間外勤務手当支給の決裁時に命令簿、計算書の他に関係書類(週休日の振替え等の通知書等)を添付して適正な支給時間数となっているかを複数の職員で確認を徹底し、再発防止に努める。</p>

機別名	監査結果	講じた措置
用地課	外付付ハードウェアの管理事務において	外付付ハードウェアを職員用パソコン

美濃土木事務所	<p>道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として38,289円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められた。</p>	<p>に常時接続して使用する場合にも「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ対策管理者の許可を得ることなく、職員が外付付ハードウェアを利用してしていたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>また、常時接続する外部記録媒体については、定期的に情報セキュリティ対策管理者の確認を受けるため、毎月末日に一旦返却し、翌月初日に改めて使用許可を得ることとした。</p> <p>本件事故は、集水溝への落ち葉等の堆積による道路冠水が原因となったため、事故発生後、道路パトロールにおいて同様の箇所がないか監視を徹底することとした。</p> <p>また、道路の異常全般的早期発見のため、道路パトロール及び出張時、通勤時における監視の強化について改めて職員に指示したほか、社会基盤メンテナンスサポーターや道路修繕を委託している業者に対し、道路の異常を発見した際の情報提供を依頼した。</p> <p>今後も、道路の異常の早期発見、迅速・適切な対応について一層の徹底を図り、事故防止に努める。</p>
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

都市建設部		
機別名	監査結果	講じた措置
住宅課	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料118,692円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該職員に対し、所長からパソコンの適切な使用について指導を行った。</p> <p>また、課内会議において、パソコンをはじめ物品の適切な使用及び管理を周知徹底し、職員一人ひとりの毀損事故防止の意識向上を図った。</p>

教育委員会		
機別名	監査結果	講じた措置
関高等学校	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料156,924円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>事故発生後、職員会議において全職員にパソコンの適正な取扱いに係る文書を配布し、注意喚起を行った。</p> <p>今後も、具有物品の適正な使用、管理等を徹底し、毀損事故の再発防止に努</p>

<p>時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間数の計算を誤ったことにより、2件3,217円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>監査後、支払不足となっていた時間外勤務手当については、平成29年9月21日に支払をした。 今後は、時間外勤務手当の決裁及び審査時に計算表を使用することとし、計算誤りが無いようチェック体制を強化する。</p>
<p>毒物及び劇物の管理事務において、「学校における毒物及び劇物の保管管理に関する規定」に基づき保管管理を行うこととなっているが、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 保管場所にて「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すべきところ、当該表示がされていなかった。 2 毒物及び劇物の保管状況の確認を定期的に行うこととなっているが、アゾニエア水の試薬について保管状況を確認したところ、薬品保管簿(毒・劇物)への適正な記録及び定期的な確認が十分に行われていなかった。</p>	<p>監査後、保管場所に必要な表示を行うとともに薬品保管簿の整備を行った。また、毒物及び劇物を取り扱う関係職員で、毒物及び劇物取締法及び関係法規等について周知徹底を図った。 今後は、複数の職員で定期的に管理状況を確認し、「学校における毒物及び劇物の保管管理に関する規定」に沿った適正な管理を行うこととした。</p>
<p>坂下高等学校 毒物及び劇物の管理事務において、「理科薬品の保管管理規程」に基づき保管管理を行うこととなっているが、保管場所にて「毒物」について「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すべきところ、当該表示がされていなかったの、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>監査後、速やかに保管場所に必要な表示を行った。また毒物、劇物を取り扱う関係職員に、「理科薬品の保管管理規程」を周知徹底した。 今後は、複数の職員で定期的に保管場所の表示や管理状況を確認し、適正な処理を行う。</p>

<p>機別名 労働委員会事務局</p>	<p>監査結果 公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料92,880円が支払われていたの、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>講じた措置 事故発生直後及び平成29年度に実施した職場研修で、事故概要を説明し、パソコンの取扱いについて注意喚起をした。 今後も、パソコンを含めた具有備品の適正な使用・管理等を周知徹底する。</p>
-------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

その他

岐阜県監査委員会告示第八号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により
 岐阜県知事等関係機関から随時監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。
 平成三十年二月六日

- 岐阜県監査委員 篠田 正人
- 岐阜県監査委員 松岡 正人
- 岐阜県監査委員 山本 良泉
- 岐阜県監査委員 藤本 良泉
- 岐阜県監査委員 杉山 祐子

Ⅰ 平成29年度臨時監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

監査対象事務	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの*	未措置
	A	B	C	A-B-C
現金の取扱い及び生産物の出納管理	2	0	2	0

※「今回措置を講じたもの」については、平成29年12月28日に知事等関係機関から通知があったもの

Ⅱ 臨時監査の結果に基づき講じた措置

○ 現金の取扱い及び生産物の出納管理

機関名	監査結果	講じた措置
保健医療課 (南飛騨健康増進センター)	(指摘事項) 宿泊施設(キャンプ雑文)の使用料の徴収事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 南飛騨健康増進センター条例で幼児児についてのみ宿泊に係る使用料を無料としているにもかかわらず、幼児以外の者を無料としていたものがあった。 2 現金収納した使用料の指定金融機関への払込みが収納日から最大26日後に行われているなど、払込みの遅れが見えられた。	1 使用料が無料となる幼児の確認については、受付カウンターに幼児に該当するか否かを確認に確認できるよう、年齢突合シール(H29年度)H23/4/02生～幼児」を張り、徴収漏れが発生しないよう改善した。 また、受付時に年齢確認を確実にするため保険証等の提示を求めるとし、その旨を南飛騨健康増進センターホームページのキャンプ雑文施設説明に掲載した。 2 連休等で収入調定決裁が遅くなると思われる案件については、担当者間で連絡を密にし、遅滞なく現金を金融機関へ振り込むことができるよう事務体制を整えた。
海津特別支援学校	(指導事項) 現金の収納事務において、現金出納簿に記載がないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	直ちに現金出納簿へ記載が漏れていた現金の出納を記載した。 現金の出納があった都度、遅滞なく現金出納簿に記載することを徹底したほか、現金を収納する場合の事務について岐阜県会計規則及び同取扱要領の再確認を行うとともに出納員及び会計員の相互によるチェック体制を強化し、適正な会計事務に努める。

平成三十年二月六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社